

## 首都大学東京研究費の不正使用防止に関する規則

平成 19 年度法人規則第 11 号

制定 平成 19 年 10 月 31 日

### (目的)

**第 1 条** この規則は、首都大学東京（以下「本学」という。）における研究費の不正使用防止に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「研究費」とは、公立大学法人首都大学東京研究費取扱規則（平成 17 年法人規則第 46 号）第 2 条に定める一般財源研究費及び外部資金研究費、並びに国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の一切をいう。

(2) 「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれに助力することをいう。

- イ 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- ロ 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。
- ハ 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
- ニ 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本学に支払わせること。
- ホ 法令、本学が定める諸規則または当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。

(3) 「学部長等」とは、次に掲げる者をいう。

- イ 学部長
- ロ 都市教養学部の系長
- ハ 大学教育センター長
- ニ 国際センター長
- ホ 学生サポートセンター副センター長
- ヘ オープンユニバーシティ長
- ト 戦略研究センター長

(平 19 規則 65・平 20 規則 58・一部改正)

### (責任と権限)

**第 3 条** 本学において研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置き、それぞれの責任と権限を次のように定める。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。

(3) 部局責任者は、学部等における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学部長等をもって充てる。

(4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (不正使用防止計画の策定及び実施)

**第4条** 最高管理責任者は、研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正使用防止計画を策定し実施しなければならない。

#### (組織体制)

**第5条** 本学の研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に研究費不正使用防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 推進室の室長は、事務局長をもって充てる。

3 推進室は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部長等（戦略研究センター長を除く。）

(2) 経営企画室長

(3) 総務部長

(4) 産学公連携センター長

(5) 首都大学東京管理部長

(6) その他推進室の室長が指名する者 若干名

4 推進室は、研究費の不正使用防止に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正使用防止計画の策定に関すること。

(2) 不正使用防止計画の実施に関すること。

(3) 意識向上（研修等）に関すること。

(4) その他不正使用防止に関すること。

5 推進室の事務は、関係部課の協力を得て、首都大学東京管理部学長室において行う。

（平19規則65・一部改正）

#### (部会)

**第5条の2** 前条第4項に規定する業務に関し具体的な検討を行わせるため、推進室に部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営等については、推進室において定める。

3 部会は、その検討結果を速やかに推進室に報告しなければならない。

（平19規則65・追加）

#### (相談窓口の設置)

**第6条** 本学における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、経営企画室企画財務課、総務部会計管理課、産学公連携センター及び首都大学東京管理部学長室に相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、本学における研究費に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせ

せに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(平 19 規則 65・平 20 規則 58・一部改正)

**(通報窓口の設置)**

**第 7 条** 本学における研究費の不正使用に適切に対応できるようにするため、通報窓口を設置する。

2 通報窓口及び不正使用の調査手続に関し必要な事項は、別に定める。

**(委任)**

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、研究費の不正使用防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

**附 則** (平成 19 年 10 月 31 日 19 法人規則第 11 号)

1 この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

2 東京都立大学が存続する間、東京都立大学における研究費の不正使用防止については、この規則を準用する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日 19 法人規則第 65 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 58 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。